

道路利用の流れ

道路、川沿いの通路、橋の上などで、交通を妨げるおそれのある利用を行う場合は、練馬区に「道路等の利用届」を提出してください。

① 「道路使用許可申請書」を警察署へ提出

注) 申請内容について練馬区の事前確認を求められる場合があります。

② 「道路使用許可証」を受け取る

③ 「道路等の利用届」を練馬区へ提出 ※

※ 「道路使用許可証」一式の写しを添付

許可条件や交通規制図も漏れなく添付してください。

※ 届出方法：オンライン、メール、窓口

【担当】練馬区 土木部 管理課 管理調整係（本庁舎 14 階 1 番窓口）

電話番号：03-5984-1305（直通）

メールアドレス：DOBOKUKANRI03@city.nerima.tokyo.jp